

## 第45号議案

### 愛南町立公民館条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

#### 愛南町立公民館条例の一部を改正する条例

愛南町立公民館条例(平成22年愛南町条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1 正木公民館の項中「愛南町正木1247番地」を「愛南町正木1223番地」に改める。

別表第3 一本松公民館の項の次に次のように加える。

正木公民館	ホール	1,000円	1,500円	300円	500円
	研修室	300円	500円	100円	200円
	調理室	400円	600円	200円	300円

#### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月8日提出

愛南町長 清水 雅文

#### 提案理由

正木公民館を移転するため。

愛南町立公民館条例 新旧対照表

現 行						改 正 案						
本則 略						本則 略						
別表第1(第2条関係)						別表第1(第2条関係)						
名称		位置		設置区域		名称		位置		設置区域		
中略						中略						
正木公民館		愛南町正木1247番地		正木		正木公民館		愛南町正木1223番地		正木		
以下表略						以下表略						
別表第2(第2条関係) 略						別表第2(第2条関係) 略						
別表第3(第11条関係)						別表第3(第11条関係)						
公民館名	区分	基本使用料		追加使用料		公民館名	区分	基本使用料		追加使用料		
		昼間	夜間	昼間	夜間			昼間	夜間	昼間	夜間	
中略						中略						
一本松公民館	略	略	略	略	略	一本松公民館	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
(新設)						正木公民館						
						ホ一ル		1,000	1,500	300	500	
						研修室		300	500	100	200	
						調理室		400	600	200	300	
以下表略						以下表略						
備考 略						備考 略						
以下 略						以下 略						